

議案第七十九号

三朝町特別土地保有税審議会条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別土地保有税審議会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和六十二年十二月十八日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十二年拾貳月貳拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町特別土地保有税審議会条例の一部を改正する条例

三朝町特別土地保有税審議会条例（昭和五十三年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「税務課」を「財務課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。